

開会（10：28）

○松島和久委員長 皆様、お疲れさまです。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、生きがい・交流部所管の議第52号「和解について」の1件であります。

それでは、議第52号を議題といたします。

議案書がお手元にあると思いますけれども、1ページ、参考資料は3ページからです。

それでは、議第52号に対する質疑に入ります。

質疑、意見のある委員は御発言を願います。

○岡田光正委員 岡田でございます。

それこそ、和解ということで一安心はしたわけですが、具体的にあれだけの裁判が和解に至ったというところ、かなり難しい問題があったのかなとは思いますが、内容についてはまた別の機会を通して教えていただければと思います。

それで、3年前の見舞金の支払いということなのですが、裁判費用、その辺についてのあれはどういうふうになっていますか、こちらの支払いは。分かるんでしょうか。

○河守邦人スポーツ課長 岡田委員にお答えします。

裁判費用につきましては、基本的に一審、二審の裁判費用とも各自で支払うことになります。

以上です。

○岡田光正委員 要は、それぞれで払っていますね。片方が払うんじゃないで。

○河守邦人スポーツ課長 そうですね。市のほう……。

○池谷功武総務課長 本件につきましては、本市が加入しております全国市長会の損害賠償保険の適用があるため、引受会社であります損保ジャパンのほうから出るということで、お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○松島和久委員長 ほかに意見はございますでしょうか。

○深田ゆり子委員 第一審でこの3ページの（3）に、判決の概要が書いてございます。

この内容が、監視不十分とか、あと転落防止柵の義務違反ということで、損害賠償の責任を負うという結果になった。それに対して焼津市が控訴したということだと思います。焼津市とスポーツ協会ですね。それに、第二審では、最終的に和解勧告ということに落ち着いたということなんですけれども、そこまでに、結論になった経緯じゃなくて決め手というか、何か一審の判決内容が証明されなかったのかとか何か、どういうことで和解勧告に至ったのか、その辺のことが分かりましたら教えていただきたいと。

○河守邦人スポーツ課長 深田委員にお答えします。

この和解につきましては、裁判長のほうから和解の提案がございまして、それに基づいて、焼津市では和解条件というものにつきまして、市の責任がないということを示したものでありまして、特に話し合いとかというものはございません。

以上。

○増田浩之総務部長 私のほうからちょっと補足の説明をさせていただきます。

和解に関しましては、東京高等裁判所で裁判長、あと控訴人である本市、スポーツ協会も入りますけど、一応本市が一応代表として、控訴人として出廷しております。相手方の弁護士、代理人ですね。

和解に関しては、3者が同じテーブルに着くのではなくて、裁判長と控訴人、あと裁判長と被控訴人という形で、別々にやりますので、実際に和解の、うちのほうは今回控訴理由として今までの市としては全くどこから落ちたか分からないのにもかかわらず一審の判決は不当だということで主張してきましたけど、相手側、裁判長が、相手、被控訴人がいるのにどういった説明をして今回の和解に結びついたかという、そこはうちのほうとしては分からないものですから、お答えのしようがないということで御理解いただきたいと思います。

結果的に、被控訴人が裁判所の和解案をのんでくれたということでうちのほうは理解しております。

以上です。

○松島和久委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 ほかにないようですので、質疑、意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○松島和久委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第52号は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○松島和久委員長 挙手総員であります。よって、議第52号は、これを可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会(10:34)